７　補助金等交付財産の活用に関する事項

８　法第２５条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

別表１－１　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名：

（単位：千円）

年度	調達／費用	借入金	自己資金	その他　※１	合計	備考　※２
	土　地					
	建　物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小　計					
	土　地					
	建　物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小　計					
合計	土　地					
	建　物					
	機械装置					
	運転資金					
	その他					
	小　計					

※１　都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※２　株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。
また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。